

参考:学術評議員関連規定(抜粋)

< 定款 >

(学術評議員)

- 第7条 正会員のうち、申請時点において病理研究歴満7年以上及び本会に入会後満5年以上の者は、学術評議員2名以上の推薦を得て、理事長に申請し、理事会及び総会の承認を得て学術評議員となることができる。
- 2 学術評議員は、本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議する。
- 3 学術評議員は、正会員としての資格を有するほか、以下の資格を持つ。
- (1) 学術評議員候補者を推薦することができる
- (2) 常置委員会委員になる資格を持つ
- (3) 名誉会員・功労会員になる資格を持つ
- (4) その他の資格については別に定める
- 4 学術評議員の任期は2年以内とし再任を妨げない。但し、65歳に達した年度の3月31日を超えないものとする。

< 学術評議員内規 >

2. 学術評議員は、本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議するとともに、定款ならびにここに定める資格をもって、病理学の発展に貢献する責務を有する。
3. 学術評議員は、以下の資格条件1)あるいは2)をみたす正会員の中から、学術評議員2名以上の推薦を得て理事長に申請し、資格審査を経て理事会及び総会の承認を得た者とする。
- 1) 申請時点において、病理研究歴(初期臨床研修期間は含まない)満7年以上かつ会員歴5年以上の会員で、以下の A.または B.の条件を満たす者
- A. 病理学(学際分野を含む)に関する原著論文(英語論文)の発表が3編以上あり、その少なくとも1編の論文の筆頭著者である者
- B. 病理専門医資格あるいは口腔病理専門医資格を有し、筆頭著者として発表した論文が1編以上ある者
- 2) 傑出した研究業績を有し、日本病理学会の学術面に大きく貢献すると資格審査委員会および理事会が認めた者
4. 学術評議員は、常置委員会委員の被選出者資格をもつ。
5. 学術評議員は役員候補者の選出資格をもつ。
6. 学術評議員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。但し、65歳に達した年度の3月31日を超えないものとする。
7. 学術評議員の任期更新は原則役員選挙実施年度4月1日付で行う。
- 1) 学術評議員の任期更新を希望するものは、定められた期間内に更新の申請を行い、理事会の承認を受ける。
- 2) 任期更新がされなかった学術評議員は、次回更新申請が承認されるまで、その資格を停止する。

別表(学術評議員の資格まとめ) ※令和6年11月6日更新

資格・権利	規定
学術評議員候補者の推薦	定款
常置委員会委員になる資格	定款・内規
名誉会員・功労会員になる資格	定款
役員候補者の選出資格	内規
日本病理学賞受賞候補者／推薦者となる資格	選考要領／その他
病理診断学賞受賞候補者／推薦者となる資格	選考要領／その他
学術研究賞の受賞候補者となる資格	選考要領
症例研究賞の受賞候補者となる資格	選考要領
学術奨励賞の推薦資格	選考要領
新入会員の推薦	定款施行細則
剖検輯報のデータ検索依頼(有料)	その他